

## 半田市地域生活支援拠点等認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、障がい児者の障がいの程度の重度化、高齢化又は「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備することで、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において半田市地域生活支援拠点等とは、次条の認定基準により市長が認定した事業所をいう。

### (認定基準)

第3条 認定を受けようとする事業所は、別表に掲げる認定基準のうち、③「緊急時の受け入れ・対応」を含む、2つ以上の機能を有するものとする。

### (認定の申請)

第4条 認定を希望する事業所は、半田市地域生活支援拠点等認定申請書（様式第1）に次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定した運営規程

(2) 認定基準を満たしていることが確認できる書類

(3) その他、市長が必要と認める書類

### (認定の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに認定の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により認定された事業所に対して、半田市地域生活支援拠点等認定通知書（様式第2）により通知する。

3 市長は、第1項の規定により認定されなかった事業所に対して、半田市地域生活支援拠点等不認定通知書（様式第3）により通知する。

### (変更の届出)

第6条 認定を受けた事業者は、認定内容について次の各号のいずれかに該当する変更があるときは、半田市地域生活支援拠点等変更届出書（様式第4）により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 運営規程を変更したとき。
- (2) 申請者（設置者）又は事業所に関する内容を変更したとき。
- (3) その他半田市地域生活支援拠点等認定申請書の記載事項に変更が生じたとき。

(認定の取消し)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

- (1) 認定要件に適合しなくなったと認められるとき。
- (2) 虚偽の申請により認定を受けたとき。
- (3) その他市長が認めるとき。

2 第5条の規定により認定を受けた事業所で、前項の規定により認定の取消しを受けたものは、直ちに半田市地域生活支援拠点等認定通知書を市長に返還しなければならない。

(認定の公表)

第8条 市長は、第5条の規定により認定された事業所に関する情報を半田市ホームページ等で公表するものとする。

(認定事業所の責務)

第9条 第5条の規定により認定を受けた事業所は、市と認定事業所で構成する地域生活支援拠点等連携会議に参加しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行する。

## 認定基準

**① 相談**（ア又はイのいずれかを満たしていること）

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援のすべての事業所登録をしていること。

イ 法第5条に規定する計画相談支援を実施している事業所で、運営規程に、緊急時に支援が必要となりそうな利用者について、平素からの把握に努めること及び24時間365日に対応した緊急時の連絡、相談体制を明記していること。なお、同法人内の連携または法人間の連携により前記の体制を確保している場合も認めるものとする。

**② 体験の機会・場**

法第5条に規定する短期入所及び共同生活援助（体験利用）並びに半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第2条に規定する半田市障がい者体験的宿泊事業のうち、1つ以上を事業所登録していること。

**③ 緊急時の受け入れ・対応**（ア又はイのいずれかを満たしていること）

ア 半田市障がい者地域生活支援事業実施要綱第2条に規定する半田市緊急ショートステイ事業の登録事業所であること又は地域定着支援を実施していること。

イ 運営規程に、24時間365日に対応した緊急時の連絡、相談体制について明記していること。なお、同法人内の連携または法人間の連携により前記の体制を確保している場合も認めるものとする。

**④ 専門的人材の確保・養成**

強度行動障がい支援者養成研修（実践研修）、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、地域生活支援事業による精神障がい者支援の障がい特性と支援方法を学ぶ研修又は精神障がい者の地域移行関係職員に対する研修その他市長が別に定める研修のうち、いずれかを受講している職員を配置していること。

**⑤ 地域の体制づくり**

半田市障がい者自立支援協議会（本会、運営会議、専門部会、プロジェクト）に参加していること。ただし、事業所連絡会や現場職員向け研修など受講者としての参加は要件として満たさないこととする。

様式第1（第4条関係）

半田市地域生活支援拠点等認定申請書

申請日 年 月 日

半 田 市 長 様

申請者（設置者）

所在地

名称

代表者

電話番号

下記のとおり、半田市地域生活支援拠点等の認定申請をいたします。

記

●事業所

名称：

所在地：

サービス種類：

様式第2（第5条関係）

半田市地域生活支援拠点等認定通知書

第 号  
年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで半田市地域生活支援拠点等の認定申請のありました下記の  
事業所については、認定しましたので通知します。

記

●申請者（設置者）

名 称：

所 在 地：

電話番号：

代表者名：

●事業所

名 称：

所 在 地：

サービス種類：

様式第3（第5条関係）

半田市地域生活支援拠点等不認定通知書

第 号  
年 月 日

様

半田市長

年 月 日付けで半田市地域生活支援拠点等の認定申請のありました下記の事業所については、不認定となりましたので通知します。

記

●申請者（設置者）

名 称：

所 在 地：

電話番号：

代表者名：

●事業所

名 称：

所 在 地：

サービス種類：

●不認定の理由

様式第4（第6条関係）

半田市地域生活支援拠点等変更届出書

申請日 年 月 日

半 田 市 長 様

申請者（設置者）

所在地

名称

代表者

年 月 日付け、第 号において認定を受けた事業所について、下記のとおり内容を変更しましたので届出いたします。

記

●事業所

名称：

所在地：

サービス種類：

●変更理由：

●変更時期： 年 月 日

●変更内容

・変更前

・変更後